

令和7年度 砺波市奨学資金貸与等制度の概要

1 目的

修学の意欲があるが学資の支弁が困難な方に対し、奨学資金を貸与し、有用な人材の育成を図ること。

2 奨学資金の貸与を受けられる方

※次のすべての要件を備えている必要があります。

(1) 砺波市内に住所を有する世帯に属していること。

(2) 学資の支弁が困難であること。

(日本学生支援機構の収入基準に準拠しますが、家族の離職などの事情を勘案します。)

(3) 高等学校以上の学校に在学すること。

(4) 品行方正であって、修学の意欲があること。

専修学校（専門課程）、大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学又は入学見込みの者については更に学業成績が優秀であること。

(5) 過去に在学した学校又は現に在学する学校の推薦があること。

(6) 他の奨学資金の給与又は貸与を受けていないこと。

3 奨学資金区分及び貸与額 <無利子>

区分	貸与奨学資金	一部給付型奨学資金
(1) 高等学校又はこれと同程度の学校	月額 15,000円	神下勇夫妻奨学資金 月額 15,000円(うち1/2 給付)
(2) 専修学校、大学、大学院又はこれらと同程度の学校	月額 40,000円	神下勇夫妻奨学資金 月額 40,000円(うち1/2 給付)

※奨学資金は、砺波市奨学生選考委員会で選考して決定します。

4 貸与の期間

奨学資金の貸与の決定を受けた月から学校における正規の修学期間が終了する月まで

5 申請の手続き

(1) 砺波市奨学資金事業申請書（様式第1号）

(2) 奨学生推薦調書（様式第2号）

(3) 同意書（市が世帯の収入状況を調査することへの同意）

上記申請書類を、砺波市役所 教育総務課（東別館2階）に提出してください。

※申請書には保証人2名の連署が必要です。（保証人の1名は本人の父母又はこれに代わる方とし、他の1名は県内に住所を有する別の世帯の方で連帯して責めを負うことができる方とします）

※申請書類一式は、砺波市役所 教育総務課（東別館2階）にあります。

または、市のホームページからダウンロードすることができます。

6 申請受付期間

令和7年2月3日（月）～ 3月21日（金）

7 奨学資金の貸与の決定

4月中旬（予定）に、砺波市奨学生選考委員会において家計の状況や学業成績などを審査して決定します。

8 誓約書の提出

奨学資金の貸与の決定を受けた方（以下「奨学生」といいます）は、決定の通知を受けた日から2週間以内に誓約書〔様式第3号（保証人2名と連署）〕、口座振替申出書、在学証明書を市役所に提出しなければなりません。

9 成績証明書の提出

奨学生は、毎学年末の学業成績証明書を速やかに市役所に提出しなければなりません。

10 貸与の停止

奨学生が休学したときは、その事由の発生した月の翌月から事由の消滅した月まで奨学資金を貸与しません。

11 貸与の決定の取消し

奨学生が前記2の要件を欠くに至ったとき、又は奨学生として適当でないと認められるときは、奨学資金の貸与の決定を取り消します。

12 奨学資金の返還

奨学資金は、卒業してから13年（3年の据置期間を含む）の期間内に返還しなければなりません。

また貸与を辞退した場合、又は貸与の決定が取り消された場合は11年（1年の据置期間を含む）の期間内に返還しなければなりません。なお、詳細についてはお申し込みいただいた方に別途ご案内します。

※大学生等対象の奨学資金を貸与された者のうち、基準日に市内に住民登録があり、実際に住んでいると申出（申請）され、確認できた場合、その年の償還額を一部減免されるリターン者等特約があります。（毎年申請が必要となります。）

13 借用証書の提出

奨学生は、卒業したときに奨学資金借用証書〔第5号様式（保証人2人と連署）〕を市役所に提出しなければなりません。

なお、貸与を辞退した場合、又は貸与の決定が取り消された場合は、直ちに提出しなければなりません。

14 届出

奨学生が次のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに保護者と連署のうえ市役所に届け出なければなりません。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 奨学生又はその保護者の住所、氏名、その他重要な事項に異動があったとき。
- (3) 砺波市内に住所を有する世帯に属さなくなったとき。
- (4) 奨学資金の貸与を辞退しようとするとき。

15 延滞利息

正当な理由がないのに奨学資金の返還を遅滞した場合は、返還期日後の返還金額に、返還期日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年7.3%の割合を乗じて計算した額の延滞利息を徴収することがあります。